平成２４年（フ）第２６５号
和歌山県岩出市森89番地リーゼンラート森４－Ｆ号
債務者　谷口勇一郎
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８１号
和歌山市有本111番地の１
債務者　小杉山茂樹
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８４号
和歌山県海南市下津町丁117番地５
債務者　山﨑　和子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８６号
和歌山市上野498番地の15　ユタカ上野マンション１号棟407号室
債務者　池田　勝也
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８７号
和歌山市向191番地　向団地11棟313号室
債務者　池田　美治
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９４号
和歌山県紀の川市貴志川町長原50番地　ヒルパレス四季七号館
債務者　寺澤　律子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９５号
和歌山県紀の川市貴志川町国主147番地
債務者　福嶋　惠子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３４号
愛知県小牧市小牧２丁目19番地　プルミエール401号
債務者　太田　朋範
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４４号
愛知県瀬戸市福元町138番地　芙美乃郷Ⅱ号館301号室、住民票上の住所岐阜県多治見市滝呂町９丁目４番地の106
債務者　野村多恵子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２５号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘８棟702号
債務者　太田　妙子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２９号
愛知県瀬戸市東長根町10番地の２　ヒルトップ308
債務者　太田　孝志
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１７号
愛知県知多市八幡字東前田21番地の１　エテルナヤマギン106
債務者　成田　裕久
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７４号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地164、申立時の住所広島県東広島市西条町御薗宇4642番地
債務者　佐々木義信
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７５号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地164、申立時の住所広島県東広島市西条町御薗宇4642番地
債務者　佐々木美子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７号
岩手県釜石市野田町２丁目14番３号、旧住所千葉県船橋市習志野台６丁目７番７棟508号
債務者　萩野　義徳
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第３７号
秋田県大仙市太田町横沢字堤田390番地１－Ａ―10
債務者　千葉　忠幸（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１０３号
福島市大波字水戸内向10番地の14、住民票上の住所福島市大波字水戸内向10番地の６
債務者　有馬　友規
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで福島地方裁判所